

# 新上五島町行政評価制度実施要綱

(平成19年度改訂)

# 新上五島町行政評価制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、行政評価制度を導入することで、次の目標を達成することを目的とする。

基本目標：町民本位の効率的な行政システムづくり

個別目標：成果志向による行政運営

住民に対する説明責任

職員の意識改革・能力開発

## (評価の対象)

第2条 評価の対象機関は、町長部局及び各行政委員会とする。

2 評価の対象は、前項の機関が所管する全ての事務事業で、新上五島町長期総合計画に掲げられた政策を構成する事務事業・基本事業を対象とする。但し、以下に掲げるものは評価の対象外とする。

(1) 国県の法令受託事務及び受託事業

(2) 災害復旧費、公債費、予備費

(3) その他の事務事業で、町の裁量が及ばないもの

## (評価の種類)

第3条 評価の種類は、事前評価（実施前の事業の評価をいう。）・途中評価（実施途中の事業の評価をいう。）・事後評価（実施後の事業の評価をいう。）の3つとする。

## (評価機関及び実施時期)

第4条 評価機関については、1次評価を各担当課で行い、2次評価を町長・副町長・教育長・財政課長・まちづくり推進課長で構成する評価機関で行うものとし、実施時期については別表1のとおりとする。

## (評価の手法及び評価表)

第5条 評価にあたっては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価方法を用いるものとする。但し、指標・数値を用いる評価が困難又は不適當な場合においては、客観的な情報及び事実に基づく文章表現による評価方法を用いるものとする。

2 評価表は基本事業評価表（別表2）・事務事業評価表（別表3-1、3-2、3-3）の2つで行うものとする。

(公表及び意見反映)

第6条 町長は途中評価及び事後評価においては原則として9月、事前評価においては原則として10月に町のホームページに掲載するほか、本庁・支所に個別の評価表を備え付けるものとする。また、町民の意見を反映させるため意見の集約を行い、2次評価機関において再度評価をしたものを同様の方法で再公表する。

なお、評価結果の予算への反映状況を予算成立後、速やかに上記の方法で公表する。

(評価結果の活用)

第7条 評価結果については、以下の項目について活用するものとする。

(1) 新上五島町長期総合計画の検証

(2) 予算査定の基礎資料

(3) 人事・定員管理の基礎資料

(4) 事務事業の見直し資料

(5) 住民及び議会への公表資料

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年9月11日から施行する。

(経過措置)

2 事務事業評価については、平成20年度から完全実施とし、平成18年度及び平成19年度においては、試行期間とする。

基本事業評価については、平成21年度から完全実施とし、平成19年度及び平成20年度においては、試行期間とする。

なお、試行期間においては、この要綱に関わらず別に定めるところにより実施するものとする。

附則(第4条及び第6条改正)

(施行期日)

1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。